

デジタルエコノミーと税制研究会

# デジタルエコノミーと税制

ーデジタル・セーフティネットの基盤整備ー

2022年11月

## はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新常態により、日本を含む各国で、デジタルトランスフォーメーションが進んでいます。当研究会では、デジタルエコノミーと税制に関し、これまで「デジタルエコノミーの発達と税制の課題」（2018年）、「ギグエコノミーと国際課税」（2019年）、「デジタル・セーフティネットの構築に向けて」（2020年）、「税制のデジタルトランスフォーメーション」（2021年）を提言してきました。今回は、「デジタル・セーフティネットの基盤整備」をテーマに、デジタル化を活用した「所得情報収集の充実」、「税と社会保障の情報連携のしくみの構築」、およびそれによって実現が可能となる「新しい政策」について取り上げています。

この1年に、マイナンバーカードの健康保険証としての利用や公金受取口座の登録が開始され、特定健診情報、薬剤情報等の閲覧が可能になる等、マイナンバーカードの利用機会が拡大しました。税の分野でも、マイナポータルと連携した確定申告書への自動入力の対象が、2023年1月より1年分の医療費や国民年金保険料等にも拡大される予定で、当研究会が前身の「金融税制・番号制度研究会」以来10年にわたって提言してきた「日本型記入済み申告制度」が実現に近づきつつあります。

今後は、社会構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、税（所得）と社会保障（給付）の情報を連携してきめ細かい社会保障給付を行うことができる「デジタル・セーフティネット」の構築が重要であると考えています。マイナンバーの利用拡大に向けては、マイナンバーカードやマイナポータルの普及・活用が進み、デジタル社会のインフラとして機能することで、デジタル経済の進化を活かしたプッシュ型給付や真の記入済み申告制度の実現も可能になると期待しています。さらに、預貯金口座とマイナンバーの紐づけがすすめば、社会保障の負担と給付について資産も勘案することが可能になり、より公平で効率性の高い社会の実現につながります。マイナンバーの利活用拡大に向けては、具体的なロードマップ策定に関する議論が行われます。本報告書の提言が、そのような検討の一助となれば幸いです。

デジタルエコノミーの時代が到来したと言われますが、それをめぐる知見はそれぞれの専門家・専門分野に限定されがちです。この研究会では、税法、税務実務、法務、金融、AI、デジタルエコノミーなどに詳しい専門家が集まり、デジタル時代の税制や税務行政のあり方をバランスよく議論をしていくことを目指していきたいと考えています。

最後に、研究会の運営、報告書の作成について、全面的にご尽力いただいた本研究会の事務局、株式会社 NTT データ経営研究所の稲葉由貴子さん、伊藤香葉子さんには、厚く御礼申し上げます。

2022年11月

「デジタルエコノミーと税制研究会」座長

東京財団政策研究所研究主幹 ジャパン・タックス・インスティテュート代表理事

森信茂樹

## デジタルエコノミーと税制研究会について

本研究会は、森信茂樹東京財団政策研究所研究主幹、ジャパン・タックス・インスティテュート代表理事を座長とし、「デジタルエコノミーの健全な発達と調和した税制のあり方」についての提言を行うことを目的とする研究会です。2006年から11年間にわたり報告書を出してきた「金融税制・番号制度研究会」を引き継ぐ形で、2017年9月に第1回会合を開催しました。モノからサービスへの転換、ユーザーの参加するプラットフォームという発明、企業価値の無形資産化、背後にあるビッグデータの存在と人工知能（AI）の発達による新たなビジネスモデルなど、多くの経済社会の変化をもたらしたデジタルエコノミーの発達が、課税の世界にも大きな影響を及ぼすことについての問題意識が背景にあります。

最初の報告書は2018年11月に公表しました。本提言は一般社団法人ジャパン・タックス・インスティテュートのホームページ（<http://www.japantax.jp/teigen/index.htm>）にて公開しています。

今後はギグエコノミーとプラットフォーマーの位置づけ、AIの生み出す価値の研究、Web3.0社会への税制の対応など、引き続き様々な分野について検討を行い、タイムリーな提言を行っていきたいと考えています。

デジタルエコノミーと税制研究会

# デジタルエコノミーと税制

ーデジタル・セーフティネットの基盤整備ー

2022年11月

## 目次

1	「新しい資本主義」	1
1.1	成長と分配	1
1.2	人的資本向上と税制	4
2	デジタル・セーフティネットと基盤整備	6
2.1	所得情報収集の充実	6
2.2	税と社会保障の情報連携のしくみの構築	7
2.3	新しい政策	7
2.4	マイナポータルを活用と認定クラウド	9
3	今後の課題	12
3.1	暗号資産／NFTと税制	12
3.2	ロボット・タックスの議論	13
4	デジタルエコノミーと税制研究会メンバー	15
5	研究会の開催概要	16
6	引用・転載について	17

# 1 「新しい資本主義」

新自由主義的な考え方が格差や貧困の拡大、中長期的投資の不足、気候変動問題等の弊害を生んだとして、岸田文雄政権の下で、持続可能な経済社会の実現に向けた「新しい資本主義」実現の取り組みが始まっている。「新しい資本主義」は「成長と分配の好循環」を掲げ、成長と分配の両面から経済再生に取り組むとしている。6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、人への投資と分配、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資の4つが重点化の柱とされた。また、資本所得倍増が新たな政策目標とされ、NISA（少額投資非課税制度）の恒久化、iDeCo（個人型確定拠出年金）の拡充が検討されている。さらに、人的資本の向上に向けての政策も打ち出されたが、一方で分配面への政策はトーンダウンされた。

以下では、個別の政策について当研究会の考え方を述べるとともに、デジタル社会が進展する中における税と社会保障の連携によるデジタル・セーフティネット構築の必要性、および、そのためには「所得情報収集の充実」、「税と社会保障の情報連携のしくみの構築」、「新しい政策」の3つが必要であることを述べたい。最後に、今後の税制上の課題である技術進化への対応と必要な財源の確保について、暗号資産とロボット・タックスについても言及する。

## 1.1 成長と分配

### (1) 資産所得倍増とNISA、iDeCoの拡充

「新しい資本主義」では、人への投資の具体策として、賃金引き上げの推進、スキルアップを通じた労働移動の円滑化、貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定等が謳われている。長寿化が進み退職後の生活が長くなることから、賃金引き上げを、家計消費の拡大と同時に、金融リテラシー教育の充実を図ることで国民の自助努力による資産形成につなげる必要がある。

貯蓄から投資への移行を促す資産所得倍増プランでは、NISAやiDeCoの改革が目指されている。NISAは、拠出時課税、運用時、給付時非課税のTEE型（Tは課税、Eは非課税）の投資非課税制度で、一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISAの3種類がある（ジュニアNISAは2023年末で終了）。投資可能期間、非課税保有期間ともに限度があり、家計の資産形成支援、成長資金供給等の手段としては安定的とは言い難い。

一方、iDeCoは、拠出時、運用時非課税、給付時課税のEET型の投資非課税制度である。退職後の生活に備えるための自助努力を支える私的年金制度として拡充が図られてきた。2022年には加入資格の拡大、受給開始時期の延長、終了した確定給付企業年金からiDeCoへの年金資産の移換を可能にする等の改革が行われ、今後も制度改正が予定されている。老後の収入確保手段として、さらな

る充実が期待される。

当研究会としては、健全な資産形成を支援するためのNISAの拡充、簡素化、恒久化、およびiDeCoの拡充は、老後の資産形成を構築するだけでなく、我が国の現預金に偏った構造を変えていくという観点からも必要であると考えます。

## (2) 金融所得課税の問題

岸田首相が就任前に掲げていた金融所得課税の強化は、その後、トーンダウンして「新しい資本主義」構想には盛り込まれなかった。金融所得に対する課税は、基本的に20%（国税および地方税。+2.1%の復興特別所得税）の分離課税（上場株式等の配当等および公募株式投資信託の収益の分配等は総合課税の選択も可能）であるが、いわゆる「1億円の壁」の問題や、NISAの拡充の恩恵に浴さない層の存在があるため、所得再分配上の観点から見直していくべきとする見解が指摘されてきた。これにこたえるためには、大衆課税にならないよう配慮しつつ、高額所得者の課税のあり方を検討することが必要となる。マイナンバーの活用により金融所得の状況が明らかになることで、高額所得者に対する所得税を見直すことが可能となる。

検討にあたっては、資産所得倍増の実現やスタートアップ支援へのブレーキとならないよう配慮することが望まれる。

## (3) 従業員持株会制度等の拡充

日本証券業協会<sup>1</sup>や関西経済連合会<sup>2</sup>は、従業員持株会制度の拡充や株式報酬制度の活用による投資の裾野の拡大を提言している。従業員が持株会を通じて自社の株式を取得する従業員持株会制度は、少額で株式投資ができ、持分に応じた配当が得られるしくみで、東京証券取引所が毎年公表している「従業員持株会状況調査結果」<sup>3</sup>によれば、2021年3月31日時点で東京証券取引所上場企業の約9割で導入されている。多くの企業が従業員の拠出金に奨励金を支給しているが、加入者は導入企業の従業員全体の約4割にとどまっている。日本証券業協会と関西経済連合は、従業員を対象に投資の裾野の拡大、配当所得の稼得に有効であることから、加入拡大を積極的に後押しすべきとして、従業員持株会への拠出金に対する奨励金への一定金額までの課税免除、従業員持株会への拠出金の所得控除、従業員持株会で受け取る配当金に対する課税の低税率化の三つの税制優遇措置を提言している。持株会の充実、自社の株価の上昇や配当による利益分配を通じて従業員の労働意欲向上につながると考えられる。

---

1

[https://www.jsda.or.jp/about/teigen/shotokubaizouplan/honbun\\_shotokubaizouplan.pdf](https://www.jsda.or.jp/about/teigen/shotokubaizouplan/honbun_shotokubaizouplan.pdf)

<sup>2</sup> <https://www.kankeiren.or.jp/material/211206release.pdf>

<sup>3</sup> [https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/examination/tvdivq0000001xhe-att/employee\\_2020.pdf](https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/examination/tvdivq0000001xhe-att/employee_2020.pdf)

株式報酬制度は、一定のプラン等に基づいて事前に設定された目標の達成状況に応じて支払われるインセンティブ報酬を、現金ではなく株式で支給する制度であり、我が国でもストック・オプションや譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）等の形で導入が可能である。譲渡制限期間中は株式の譲渡が制限されるためリテンション効果があるとされるが、管理職未満の従業員を含めて導入している企業は、2020年度に経済産業省が実施した調査で、東証一部、二部上場企業の約9%にとどまっている<sup>4</sup>。実務面での利便性に課題があるとされているが、譲渡制限期間中でも配当所得を受け取れることから、生産拠点の海外移転により拡大した営業外収益を従業員に還元する方法として適していると考えられる。譲渡制限解除時に時価が所得として課税されるが、譲渡制限の解除を退職時とすることで、退職所得としての税制の適用が可能になる。

トマ・ピケティ氏は、「資本論」の中でトップ層への富の集中は、資本利益率（ $r$ ）が常に経済成長率（ $g$ ）を上回るためであると説明した。ブランコ・ミラノヴィッチ氏は、格差拡大を防止するための具体策に「資本の所有の分散」を掲げている。従業員の自社株取得を進め、従業員にも資本所得を得る機会を提供していくことは、格差拡大の是正や従業員の資本参加を促す観点からも必要で、「新しい資本主義」の資本所得の増加と賃金引き上げの考え方にも資すると考えられる。

従業員持株会制度や株式報酬制度は、退職時に株式の引き出しを行ったり譲渡制限が解除になったりする例が多いが、従業員持株会制度に対する税制優遇措置の導入は、人材流動の妨げになっているとの批判がある勤続年数20年超の退職所得控除の優遇措置の見直しと組み合わせることで、人材流動への配慮ともなる。

#### (4) スタートアップへの投資と税制

成熟した社会において、諸課題を解決し、持続的な成長を生み出すためには、イノベーションは不可欠である。高い成長力を持つスタートアップ輩出に向け、各国で、起業家教育、助成や優遇税制等による研究開発支援、インキュベーション施設や起業家ネットワーク、テストベッド等の提供等が行われている。スタートアップ・エコシステム実現には、これらに加え、起業家自身や個人投資家（エンジェル投資家）に対するインセンティブとしての税制優遇措置も効果的であると考えられる。

個人投資家に対する税制優遇策は、米国、英国、フランス、ドイツ等多くの国で、種々の形態で導入されている。注目されるのは、英国やフランスでは、個人がスタートアップに直接投資した場合の税制優遇措置に加えて、個人が少額の資金をVCファンド等に投資した場合にも税制優遇措置が得られることである。近年はクラウドファンディングによる資金調達が増大し、より少額での資金提供が可能であることから、国民のスタートアップに対する好意的なカルチャーの醸成につながる可能性があると考えられる。クラウドファンディングには購入型、寄付型、投資型の3タイプがあり、投資型はさらに株式型と融資型に分けられる。特に、株式型のクラウドファンディングが認められるようになったことが、新たな投資家の誕生につながったとされる。米

4

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/keizaihousei/R2\\_itakuhoukokusyo.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/R2_itakuhoukokusyo.pdf)



国、英国、フランス、スペイン等で、主に株式型のクラウドファンディングに対し、投資対象企業や投資額等を限定した税制優遇措置が導入されている<sup>5</sup>。

我が国にも、投資時点と株式売却時点のそれぞれの時点で税制優遇措置を受けることができるエンジェル税制が存在するが、認定投資事業有限責任組合経由の投資を含め、単独の適格な投資対象企業に対する投資が中心であり、リスク分散ができないため、リスクが取れる投資家でなければ活用が難しいとの批判がある。複数のベンチャー企業でポートフォリオを組んだファンドも一部存在するが、既存の少人数私募債のスキームが用いられているため投資家の数に上限があり、事実上、小口の投資家の参加が難しいことが問題であるとされる。令和 2 年度税制改正により、株式投資型クラウドファンディングによる投資も可能となったが、株式投資型クラウドファンディングについても少人数私募債のスキームが活用されている。非上場株式の発行・流通市場の整備や投資家への保護を行いながら、小口の投資家の利用喚起につながる抜本的な税制優遇措置を講じることで、スタートアップに対するリスクマネーの供給拡大に結びつけることが期待される。

## 1.2 人的資本向上と税制

我が国に必要な成長戦略として、「雇用の流動化と人的資本向上をパッケージとした労働生産性の向上」策が挙げられる。成熟分野から成長分野へ、企業も労働者も円滑に移動することが経済成長につながる。併せてデジタル化の進展等に伴い新たな知識の獲得が必要となった労働者の再教育や能力開発・リスクリングを行うことで、付加価値の高まった人的資本が生産性向上に結びつき、産業構造の転換・高度化が進んで賃上げを吸収できる経済へと進んでいく、というストーリーである。再教育や能力開発は、正規雇用者だけでなく、非正規雇用者や働き方改革で増加するフリーランス、単発の契約で労務を提供するギグワーカー（個人事業者）にも広げていくことが望ましい。

このような政策がなかなか実行されない理由は、「雇用の流動化」が戦略の出発点となっていることに原因があると考えられる。我が国には厳しい解雇規制があり、会社が優秀な人材を雇って成長分野に進出しようとしても、抱えている正社員の整理が進まなければ先には進めない。正社員の方も、会社側の都合で解雇されてはたまらない。この結果、成熟・衰退産業から成長産業への労働移動、雇用の流動化はなかなか進まないことになる。

このジレンマを解決するアイデアとして、「日本版ジョブ型雇用」や「金銭解雇（無効解雇の金銭解決制度）の導入」等が出されているが、労働者側の抵抗等があり進んでいない。「雇用の流動化」を進めるために、失業中・休業中の所得をきちんと国が保障し、転職のための職業訓練・能力開発を安心して受けられるようにすることが重要である。我が国には、労働移動を促しつつ休業中の所得を保障する制度として求職者支援制度があるが、一定の収入要件、資産要件に該当する者が対象で、受給要件が厳しいことや、カリキュラムがニーズにマッチしていない等の問題が指摘されている。後述のセーフティネットの構築と

---

<sup>5</sup> 寄付型クラウドファンディングには、寄付金と同様の税制優遇措置が設けられている場合が多い

合わせて抜本的な改革を期待したい。

次に、学び直しをする個人への政策を考えてみたい。自らリスクを取り退社して、人的資本向上のため学び直しをする者は、所得がないので学費などの費用を控除することはできない。一方、給与所得者には特定支出控除があり、制限はあるものの研修費や資格取得費などが経費として認められており、公平性を欠いているともいえる。そこで、自らリスクを取り、人的資本の価値を高めようと学び直しをする者が自己負担する学費などの費用については、転職後所得を得た段階で複数年に渡って所得控除できるよう税制で支援する制度として、「能力開発控除」を導入してはどうか。

設備投資などの物的投資の場合には、費用と収益とを対応させる減価償却制度があり、投資費用は複数年にわたり費用として控除できる。また研究開発税制等さまざまな投資促進税制がある。学び直しを人的投資とらえ、学費などの費用を転職後（人的資本投資後）の収入から複数年にわたり控除できるようにすることには十分な合理性がある。人的資本は陳腐化し減価しやすいが、陳腐化の度合いは人によって異なるので、3-5年程度で費用化することが考えられる。費用を税務上長期にわたり管理することはコストもかかるので、税制は簡素化し、人的投資をした者に一定額の所得控除を一定期間供与することが望ましいのではないか。

## 2 デジタル・セーフティネットと基盤整備

デジタル社会では、デジタルを活用して効率的かつ効果的なセーフティネットを構築していく必要がある。限られた財政資金を念頭に置くと、その内容は、国が、本人の勤労に向けての努力を支援する形を基本とせざるを得ない。とりわけ、コロナ禍や地球温暖化等、個人には取りきれないリスクが拡大する中で、所得を安定化させ、結婚や子育て、さらには自らの資質を高める人的資本向上に向けた機会が持てるよう支援することが必要だ。このような政策には、若者を中心とした年金・介護などへの将来不安を軽減させ、低迷する消費を回復させる経済対策としての効果もある。そのためには、「所得情報収集の充実」、「税と社会保障の情報連携のしくみの構築」を行い、その上で「新しい政策」を考えていく必要がある。

### 2.1 所得情報収集の充実

新型コロナ感染症に伴う支援として行われた各種給付金は、国民全員（特別定額給付金。令和 2 年）、または住民税非課税世帯等（臨時特別給付金。令和 4 年）の固定的な基準に基づく対象者への一律給付で、先進諸国が所得基準により給付対象や給付額を調整したことは対照的であった。対象を絞った給付金の支給の方が、補助金の一律支給よりも公平かつ費用対効果が大いことは、これまでに多くの指摘がある。

給付対象者を絞るためには、所得情報の正確な把握が基本となる。現在、給与所得、退職所得、弁護士・税理士・外交員等の報酬、原稿料、講演料等は、支払者が所轄の税務署に年に 1 回法定（支払）調書を提出することが義務づけられており、まずはこれを活用することが有用である。

支払調書の提出範囲は法律に定められているため、民泊や雇用関係のないフードデリバリー、オンラインマーケットプレイスで自作の商品を販売した場合等は支払調書の提出は行われていないので、支払調書の提出範囲を拡充する必要がある。その際、個人事業者は自らの収入と経費を計算し、申告する必要があるが、プラットフォームを介して得た収入についてはプラットフォーム事業者の情報があることを考慮すると、プラットフォーム事業者を支払調書の提出義務者とするのが望ましい。おそらく、ほとんどのプラットフォーム事業者は、プラットフォーム上でのサービスの売手が収入を照会できる機能を提供しているはずである。

プラットフォーム事業者を支払調書の提出義務者とするには税法改正が必要である。プラットフォーム事業者は支払者ではないが、支払調書の中には、支払の取扱者が提出義務者となっている手続きが既に存在するため、大きな障害はないのではないかと。シェアリングエコノミーの収入が支払調書の対象となれば、税務当局が収入の情報を有することから、納税者に正しい申告を促すことにもつながる。既に、EU では DAC7<sup>6</sup>によりデジタルプラットフォームに販売者の収入を含む情報を報告することが義務づけられており、OECD でも同様のモデルルールが提供されている。海外で事業を展開する日本のプラットフォーム事業者

---

<sup>6</sup> プラットフォーム事業者に対し、デジタルプラットフォームを通じた販売者・サービス提供者の収入等の情報について、年に 1 回税務当局へ報告する義務を課す EU 指令

には報告が義務づけられることから、我が国でもプラットフォーム事業者に報告を義務づけ、国際的情報交換制度により国内で事業展開する海外プラットフォーム事業者を含めて情報収集することが必要であろう。なお、多くの副業従事者やギグワーカーが複数のプラットフォームを使い分けていることを考慮すると、支払調書は支払金額に関わらず提出することが望ましいと考えられる。

ただし、法律の整備には時間がかかる。そこで、当面はマイナポータル<sup>1</sup>の民間送達サービス機能を使用してマイナポータルに情報を提供し、本人の同意により e-Tax に取り込む方法での代替を拡大するのがよいと考えられる。この方法の場合、プラットフォーム事業者は、マイナンバーカードの公的個人認証を使用して、予め連携した民間送達サービス事業者に対しデータの提供を行うため、本人からマイナンバーの提供を受けずに対応できるという利点もある。

## 2.2 税と社会保障の情報連携のしくみの構築

我が国では、マイナンバー制度の下で社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化が推進されている。2020年11月から、事業主が従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続について、マイナポータルを利用して国税庁、地方公共団体情報システム機構、ハローワーク等の関係機関にまとめてオンライン申請できるようになった。一方で、個人は、マイナポータル<sup>1</sup>の民間送達サービスを通じて取得した保険料の控除証明書や住宅ローンの残高証明書等を、年末調整や確定申告に利用することが可能である。このようにマイナポータルをハブとした情報連携が進みつつあるが、前提となる個人のマイナポータル<sup>1</sup>の利用は限定的で、入手できる情報もまだ十分とは言えない状況にある。

これに対し、2022年1月から、法定調書を政府認定の民間クラウドサービス（認定クラウド）を利用して国税庁に提出できるようになった。2023年1月からは源泉徴収票と特定口座年間取引報告書を対象に、納税者本人が認定クラウド上のデータをマイナポータル経由で確定申告書等作成コーナーに自動入力できる社保税 OSS（ワンストップサービス）のデータポータビリティが開始される予定である。法定調書の情報を認定クラウド上に「データ」の形で登録すれば、所得情報は税務情報には該当しないため、社会保障官庁や自治体など他の行政機関が参照することも可能になるとと思われる。現在、法定調書が登録されている認定クラウドの利用機関は国税庁のみであるが、地方公共団体情報システム機構が認定機関に加われば地方自治体との情報共有が可能になる。厚生労働省、中小企業庁、日本年金機構等が認定機関に加わることで、所得と給付の関係機関の情報連携が強化される。

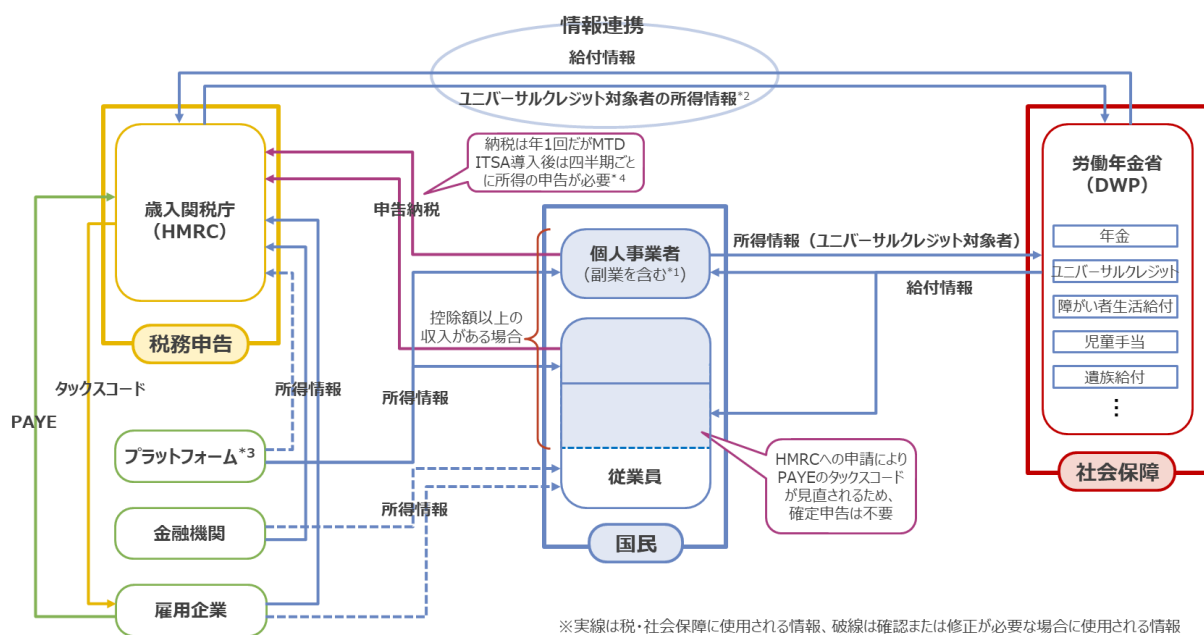
## 2.3 新しい政策

所得情報と給付情報の連携システムが構築されたうえで必要な「新しい政策」とは何か。「福祉から雇用へ」の移行を人的資本の向上とともに促す施策として、米国、英国、フランス、韓国等では給付付き税額控除（または勤労促進的な給付）が採用されている。社会保障給付と税額控除が一体化したしくみ

で、働くことができる失業者の就労のインセンティブを高め、自発的失業を生むモラルハザードを回避できる効果がある。それをさらに進めた英国のユニバーサルクレジットは、デジタルを活用し、児童税額控除、住宅手当、所得補助、求職者給付、雇用支援給付、勤労税額控除の6種類の給付を統合したしくみである。給付が統合されたことで、給付間のゆがみが解消された。月々の給付額は、毎月の所得金額により調整される。実施主体は雇用年金省であるが、導入と併せて関係する歳入関税庁、地方政府との連携が強化された。

給与所得者には、2014年4月以降、企業が毎月の給与、源泉徴収税、社会保険料等を、支払と同時にそれ以前に歳入関税庁に報告するリアルタイムインフォメーションが導入されている。歳入関税庁が予め登録されたユニバーサルクレジットの受給者の所得情報をリアルタイムインフォメーションで受け取ると、遅くとも翌日には雇用年金省に連携され、月々のユニバーサルクレジットの給付額に反映される。なお、給与所得者以外のユニバーサルクレジット受給者は、所得情報の変動を毎月、雇用年金省に報告する必要がある。

図表 1 英国の税と社会保障の連携のイメージ



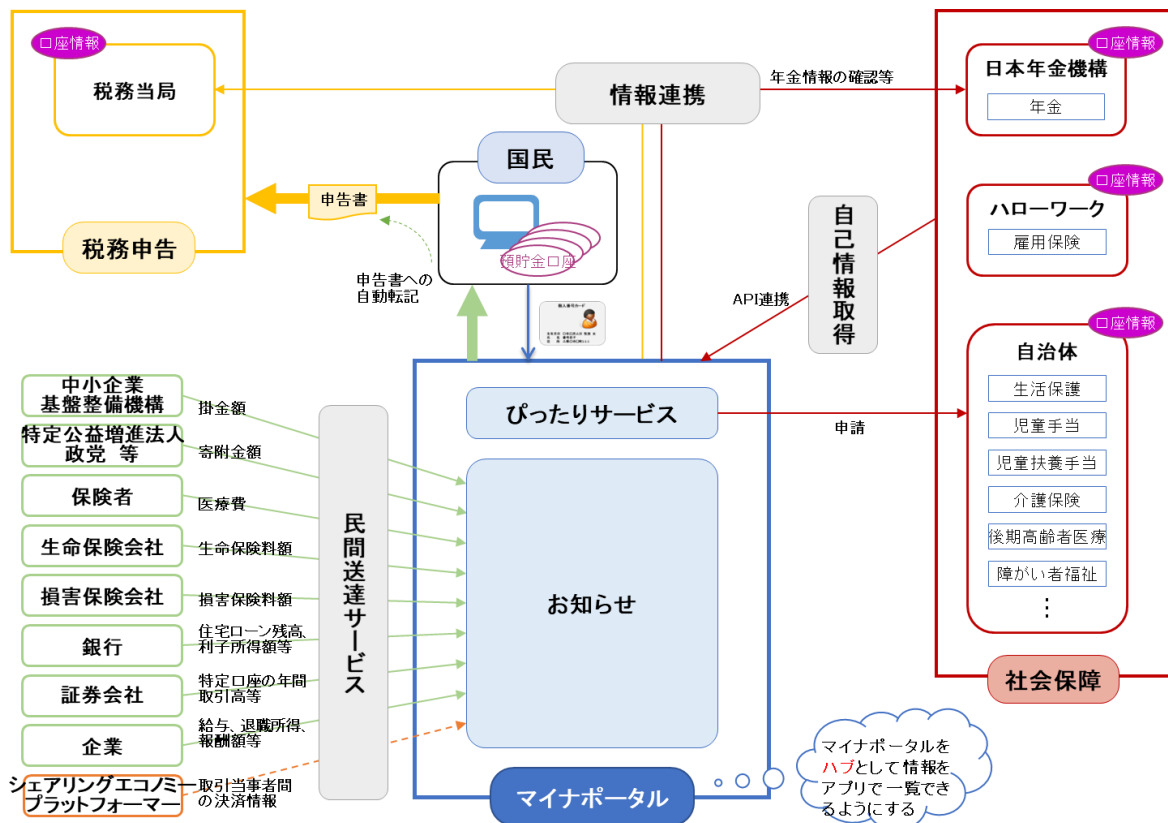
\*1: 定期的な収入がある場合は個人事業者とみなされ、事業税の対象となる  
 \*2: ユニバーサルクレジットの対象者は予めHMRCに登録され、その月の所得情報は遅くとも翌日まではDWPに報告される  
 \*3: OECDのレポーティングルールの導入は2024年1月1日から、最初の報告期限は2025年1月末の見込み  
 \*4: MTD ITSAは2024年4月から導入予定

我が国の求職者支援制度は、職業訓練の受講という就労のインセンティブと給付金の支給が組み合わされていること、および給付金の受給には収入等の要件があり、一定額以下であれば収入があっても給付が受けられる点で、給付付き税額控除と近いところがある。現在の生活支援給付金は10万円の定額であるが、所得情報を活用することにより収入額に応じて給付額を変化させ、収入が多いほど給付との合計額が多くなるようにすれば、就労のインセンティブはさらに高まると想定される。

## 2.4 マイナポータルを活用と認定クラウド

行政機関が保有する情報は、これまでの、それぞれの行政事務に最適な形態で独自に管理されていたが、デジタル化の進展により国民の利便性の高い形態で提供することに主眼が置かれるようになった結果、民間企業等も含めた情報連携の必要性が高まっている。マイナンバーおよびマイナンバーカードの活用により、税と社会保障関係をはじめとする情報連携の基盤が整備された。今後は、個人の情報が一括で管理されることが監視や不利益につながることを避けるため、連携すべき情報の対象や範囲等に関する議論を通じ、国民の理解を醸成していく必要がある。現在は、マイナポータルを経由して、本人が指定した行政機関の間で、指定した情報を共有する形式で連携を図る取り組みが始まっている。この点に関し、11月2日の経済財政諮問会議で、「マイナンバー利活用拡大に向けた今後の進め方」について内閣府にタスクフォースが設置された。2022年中に、タスクフォースによるマイナンバーの利活用に関する具体的な工程表の策定が行われ、来年夏の骨太方針において関連する制度改正などについての具体的な方針が明記される予定である。

図表 2 マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネットのイメージ



将来的には、先述の認定クラウドに代わり、国（デジタル庁）が民間送達や認定クラウド等を利用した一元的な情報集約データベース（ガバメント・データ・ハブ）を設置し、所得（税情報）と給付を連携するデジタル・セーフティネットを構築することが望ましい。現在は、認定クラウドに提出される法定調書データは、事前に国税庁長官の認定を受けた法定調書の提出義務者に限られる上に、XML 形式または CSV 形式で記録され、保存義務も提出義務者が付与したアクセス権限を税務署長が解除した日まで（1 年未満の範囲内に限る）とされている<sup>7</sup>ため、他の行政機関には利用が難しいしくみとなっている。そこで、プラットフォーム事業者を支払調書の提出義務者に指定した上で日本年金機構を含むすべての提出義務者にガバメント・データ・ハブを利用した法定調書の提出を義務化し、ガバメント・データ・ハブ上に所得情報を集約させることが必要であろう。国、地方の各行政機関等が共通で利用できるデータベースを実現し、保存期間を限定した上で、各行政機関が必要とするデータに必要な時に直接アクセスできるようにすべきではないか。その際、法定調書の提出範囲の下限は設けず、すべての支払について提出することが望ましい。

現在の構想は、納税者の利用はマイナポータルを前提としていることから普及率の懸念はあるが、社保税 OSS のデータポータビリティにより、現状、企業が所轄の税務署および本人<sup>8</sup>に提出・交付している法定調書の提出がガバメント・データ・ハブ 1 か所で済むようになるため、企業にとっても利便性は高まる。保険料の控除証明書等の情報も、既に実現できている民間送達サービスを利用してガバメント・データ・ハブ経由で本人に交付するようになれば、税務当局は納税者に関する情報をガバメント・データ・ハブから一括して取得することが可能となることから、法定調書の提出と控除証明書の提供にガバメント・データ・ハブの利用を義務化すると引き換えに企業の年末調整を不要とし、納税者には、納税者自身による行為が不要な本来の意味での記入済み申告書を提供することで、すべての国民が確定申告を行う制度への移行を目指すことも考えられる。

個人事業者が、自身の所得情報をガバメント・データ・ハブに登録するようになれば、デジタル・セーフティネットの実現はさらに進む。ガバメント・データ・ハブに登録した情報がそのまま確定申告に利用できるようになれば、所得情報の登録は可能であろう。社会保障給付へ資産所得を加味することも可能になると考えられる。

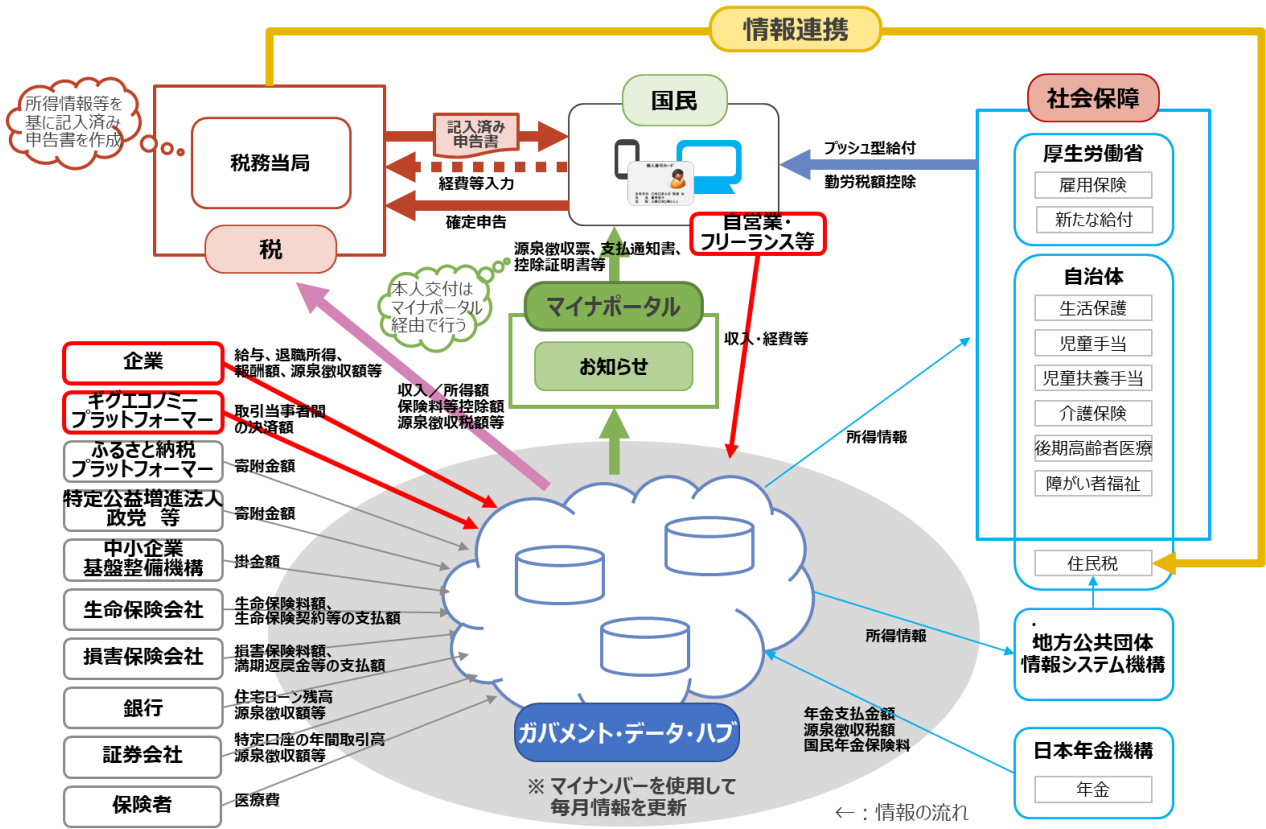
ガバメント・データ・ハブへの情報登録頻度を例えば月次にまで高めることにより、臨時特別給付において、住民税非課税世帯と比べ精度の高い給付やプッシュ型給付が可能になる。デジタル化の利点を活かしたしくみの構築を望みたい。なお、金融機関から特定口座年間取引報告書等の情報が提出されるため、配当所得と株式譲渡益等を把握することも容易になる。

---

<sup>7</sup> <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/cloud/besshi.htm>

<sup>8</sup> 支払調書の種類によっては本人への交付は義務化されていないが、多くの場合交付される。なお、給与および退職所得については市町村への提出が必要である。

図表 3 税・社会保障連携の将来像





### 3 今後の課題

社会の変化に対応して、税制も進化する必要がある。税制上の課題として、技術進化への対応と必要な財源の確保は、常に取り組みが求められる。それぞれの代表として、暗号資産とロボット・タックスを取り上げる。

#### 3.1 暗号資産／NFTと税制

ブロックチェーン技術の活用により、GAFA に代表される巨大プラットフォーム事業者に情報が集中する Web2.0 を超えた Web3.0（ウェブスリー）と言われる分散型のインターネット社会が注目されている。基盤とされているのは利用者主体の自律的なパブリック型のブロックチェーン技術であるため、中央集権型の社会を前提に作られている法制度や税制等との相性はよくない。現行の法制度、会計制度、税制等の対応ができていないことが、NFT（非代替性トークン）等の新規事業の可能性を阻害している等の批判もあり、この問題への対応が我が国にとって急務となっている。

ブロックチェーン技術を活用した暗号資産や NFT 等の取引により現実に「損益」が発生し、課税当局も種々の対策を採ってきているが、複数の課題が指摘されている。

暗号資産に関する課税関係は、2019 年度税制改正により整備された。暗号資産取引（売買、交換など）によって生じた損益の所得区分については、2018 年 11 月と 2021 年 6 月に国税庁の見解が示され<sup>9</sup>、「暗号資産取引自体が事業と認められる場合やその行為に付随したものである場合を除き、雑所得に区分される」となった。雑所得は、最高 55%（所得税と住民税）の税率で総合課税される。また損失が生じた場合、その損失の金額は他の各種所得の金額から控除することはできない。

この点について、暗号資産は譲渡性のある財産権をすべて含むので資産であり、その譲渡は譲渡所得ではないかという税法学者の有力な反論がある。譲渡所得であれば、5 年超の保有期間の場合には平準化措置が講じられ 2 分の 1 課税になり、損失が生じれば給与所得や事業所得などの他の所得金額から控除することができる（所得税法 69 条 1 項）。米国では、仮想通貨は原則 Property として取り扱われ、売買、他の財産との交換などで損益が実現された段階で、Capital gain もしくは Capital loss となり、通常所得とは異なる優遇税制が適用される。わが国で雑所得に区分された背景には、暗号資産が資金決済法（第 2 条 5 項）で「代価の弁済のために 不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と位置付けられたことから、ドルなど、「邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益」として雑所得に該当する」とされたことがあると考えられる。

---

<sup>9</sup> 国税庁「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（F&Q）平成 30 年 11 月  
<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/faq/index.htm>  
国税庁「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）令和 3 年 6 月 30 日  
[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/virtual\\_currency\\_faq\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/virtual_currency_faq_03.pdf)

このような取り扱いは、暗号資産について抜本的な性格を吟味したというより、既存の税制の取り扱いに「当てはめた」結果と考えられる。所得区分の問題は、暗号資産の性格などを検討し、消費税における取り扱いとの関係も踏まえつつ<sup>10</sup>、譲渡所得とすることの可能性を探る必要がある。

暗号資産については、どの段階で課税所得が実現するのかという問題（所得認識のタイミング）など多くの課題があるが、課税にあたって重要な視点は、「税務執行が可能な範囲でしか税制が機能しない」という点である。法人税法上の課題としては、企業が自らトークンを発行しビジネスを行う場合の自社保有分（ガバナンストークン）の課税の問題がある。現行の税制では、当該トークンが活発な市場がある暗号資産に該当すると、期末時価評価の対象となる。重要な意思決定を行うためにガバナンストークンの保有は不可欠であるにもかかわらず未実現利益に課税されることは、スタートアップの起業や事業展開の妨げになるという見解があり、法制度や会計制度と並行して、税制の整備を行っていく必要がある<sup>11</sup>。

革新的な技術への税制の対応を考える場合、既存の法律・会計・税制に当てはめる方法（「当てはめアプローチ」）と、法制・会計・税制のルールを総合的かつ根本的に見直して新たな制度をつくる方法（「抜本的アプローチ」）の2つがある。「抜本的アプローチ」の問題点は、検討に時間がかかるので、その間ビジネスに遅れが生じることである。しかし「当てはめアプローチ」には限界があり、「抜本的アプローチ」に変えていく必要がある。ビジネスに遅れが出ないようにするためには、政府部内に明確な「司令塔」を置き、法制度、会計制度、税制の抜本的・総合的な対応策についてスピード感をもって行うことである。

また、適正な課税を行う観点から最も重要なことは、取引の実態、情報を誰からどのようにして集めるかであり、取引情報の収集方法について、国際的な動向も踏まえて検討していく必要がある。2022年10月、OECDは暗号資産の国際的な情報交換の枠組み（Crypt-Asset Reporting Framework: CARF）を公表し、G20に報告した。これにより、暗号資産とその関連取引についても、現在ある共通報告基準（CRS）と同様の情報交換を適用するための枠組みが示された。報告義務者は暗号資産交換取引所を業務で行う仲介業者で、交換や譲渡などの移転を報告の対象にしている。このような国際的な取り組みを民間に公開しつつ、迅速な検討を行っていく必要がある。

### 3.2 ロボット・タックスの議論

技術革新によってもたらされる富は、アイデアや資本の出し手、ビジネス化する優れた経営者に集中し、所得格差は拡大すると言われている。一方で、未熟練労働者を中心にAIやロボットによる職の代替が進み、ぜい弱なセーフティーネットの下、所得分配の偏りから社会が二極化する。そこで、AIやロボットによって職を失った者への職業訓練や所得保障政策、または万人に最低限の生活を保障するベーシックイン

<sup>10</sup> 暗号資産は、平成29年6月以前は消費税の課税対象とされていたが、平成29年4月施行の改正資金決済法で支払い手段とされたことを受けた平成29年度税制改正（消費税法施行令第48条2項1号）で非課税とされた。所得税の譲渡所得の起因となる「資産」の譲渡であれば、消費税の対象となる可能性が生じる。

<sup>11</sup> 金融庁は、令和5年度税制改正要望において、経済産業省と共同で、発行法人が継続して保有する暗号資産を法人税の期末時価評価の対象から除外することを要望している。

カムの財源として、あるいは「一時的に自動化のスピードを遅らせ、老人介護や幼児教育などにたずさわる人々への支援のため」<sup>12</sup>として、ロボット・タックスが提唱されている。

具体的な税制としては、ロボットが生み出す所得を特定してそこに直接課税する方法、ロボットの生産性を計測しそれに見合う給与所得を計算して課税する方法や、我が国の償却資産への固定資産税のようにロボットそのものの価値を評価しストックに課税する、等の考え方である。また代替的な方法として、AIの導入で高まった市場支配力による超過利潤に対し課税するマークアップ税がある。しかし、ロボットの定義や評価が明確でなく、課税要件が不透明では不公平や租税回避の問題が生じるので、課題は多い。

2021年に、IMFは、“For the Benefit of All : Fiscal Policies and Equity-Efficiency Trade-offs in the Age of Automation”と題するワーキングペーパー<sup>13</sup>を公表した。「ロボットの普及による自動化の進展が経済成長と格差拡大をもたらしており、技術進歩の効果を維持しつつ格差等の悪影響を軽減する財政政策が必要だ」として、資本所得税増税、富裕税導入、ロボット・タックス導入、超過利潤への増税（マークアップ税）、未熟練労働者の所得税減税等の政策手段を比較し、ロボット・タックスの導入は、短期的には自動化遅らせる一方で、未熟練労働者の需要拡大と賃金上昇をもたらす可能性があることを示した。今後、我が国でも議論が始まることを期待したい。

---

<sup>12</sup> <https://qz.com/911968/bill-gates-the-robot-that-takes-your-job-should-pay-taxes/>

<sup>13</sup> <https://www.elibrary.imf.org/view/journals/001/2021/187/article-A001-en.xml>

## 4 デジタルエコノミーと税制研究会メンバー

### ●座長

森信 茂樹 東京財団政策研究所 研究主幹、ジャパン・タックス・インスティテュート 代表理事

### ●委員（五十音順）

青山 慶二 21世紀政策研究所 研究主幹  
安念 潤司 中央大学法科大学院 教授  
上田 祐司 シェアリングエコノミー協会 代表理事、株式会社ガイアックス 代表執行役社長  
大崎 貞和 野村総合研究所 主席研究員、東京大学 客員教授  
岡 直樹 東京財団政策研究所  
小笠原 泰 明治大学国際日本学部 教授  
佐藤 主光 一橋大学経済学研究科 教授  
潮崎 泰直 みずほフィナンシャルグループ 戦略企画部  
岳野 万里夫 日本証券業協会 副会長・専務理事  
富田 惇 三井住友信託銀行業務部 制度・業務企画チーム 調査役  
鳴島 安雄 税理士  
増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士  
松尾 勉 新経済連盟政策部 副部長  
松原 仁 東京大学大学院情報理工学系研究科 AIセンター 教授  
柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科 教授  
渡辺 徹也 早稲田大学法学学術院 教授

### ●オブザーバー（五十音順）

今川 拓郎  
大柳 久幸  
笥 文貴  
武田 伸二郎  
永田 寛幸  
林 良樹  
松汐 利悟  
安河内 誠  
山崎 大介  
山路 栄作

杉山 亜希子 Airbnb Japan 株式会社公共政策本部 上席渉外担当

### ●事務局

稲葉 由貴子 株式会社 NTT データ経営研究所社会システムデザインユニット シニアスペシャリスト  
伊藤 香葉子 株式会社 NTT データ経営研究所社会システムデザインユニット コンサルタント

## 5 研究会の開催概要

第 23 回 2022 年 1 月 26 日

- ◆ ロボット課税をめぐる議論の現在地
- ◆ IMF ワーキングペーパー「自動化の時代における財政政策と公平性と効率性のトレードオフ」の概要
- ◆ マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループの議論

第 24 回 2022 年 3 月 23 日

- ◆ デジタルガバメント政策における民間活用について ～税分野における取組みから～
- ◆ 第 2 のセーフティネット

第 25 回 2022 年 5 月 25 日

- ◆ NFT をめぐる制度状況とビジネス応用
- ◆ NFT および暗号資産に関する課題と提言

第 26 回 2022 年 7 月 12 日

- ◆ 「新しい資本主義」、「賃上げ」と「資本所得倍増」の二兎を追うことは可能か
- ◆ 中間層の所得倍増プランに向けて ～株式報酬・従業員持株会の拡充について～
- ◆ ベーシック・アカウント構想 ～「資産所得倍増プラン」との関係性と親和性～

第 27 回 2022 年 9 月 21 日

- ◆ 諸外国におけるスタートアップ支援政策について
- ◆ 社保税 OSS とデジタル・セーフティネット

第 28 回 2022 年 10 月 28 日

- ◆ 電子インボイスとブロックチェーン技術
- ◆ 報告書について

## 6 引用・転載について

当研究会の報告書の一部を引用・転載される場合には、出典（研究会名、報告書のタイトル等）の表記をお願いします。引用・転載された場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

### デジタルエコノミーと税制研究会事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル 9 階

株式会社 NTT データ経営研究所

社会システムデザインユニット

TEL : 03-5213-4295

担当 : 稲葉 (inabay@nttdata-strategy.com)

伊藤 (itok@nttdata-strategy.com)